

【滋賀県】（日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町）

各町の手数料に関する条例において規定

【大津市】

	区分	単位	手数料
看板、広告板及び広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）並びにこれらを掲出する物件	面積1㎡未満のもの	1個	880円
	同1㎡以上2㎡未満のもの	同	1,660円
	同2㎡以上5㎡未満のもの	同	2,120円
	同5㎡以上10㎡未満のもの	同	4,260円
	同10㎡以上のもの	同	6,200円に10㎡を超える部分の面積が5㎡を増すごとに2,120円を加算した額
立看板及び広告旗		同	500円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	840円
はり札（面積0.15㎡未満のもの）		1枚	180円
電柱及び街灯柱広告物並びにこれらに類するもの		1件	840円
アーチ広告物		1個	8,340円
広告幕		1枚	840円
アドバルーン		1個	2,120円
ぼんぼり		同	180円

注1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可審査手数料を徴収する。

注2 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

【彦根市】

	区分	単位	手数料
看板、広告板および広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）ならびにこれらを掲出する物件	面積1㎡未満のもの	1個	440円
	同1㎡以上2㎡未満のもの	同	830円
	同2㎡以上5㎡未満のもの	同	1,060円
	同5㎡以上10㎡未満のもの	同	2,130円
	同10㎡以上のもの	同	3,100円に10㎡を超える部分の面積が5㎡を増すごとに1,060円を加算した額
立看板および広告旗		同	250円
貼り紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	420円
貼り札（面積0.15㎡未満のもの）		1枚	90円
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1件	420円
アーチ広告物		1個	4,170円
広告幕		1枚	420円
アドバルーン		1個	1,060円
ぼんぼり		同	90円

注1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。

注2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。

注3 貼り紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

【長浜市】

	区分	単位	手数料
看板、広告板および広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）ならびにこれらを掲出する物件	面積1㎡未満のもの	1個	440円
	同1㎡以上2㎡未満のもの	同	830円
	同2㎡以上5㎡未満のもの	同	1,060円
	同5㎡以上10㎡未満のもの	同	2,130円
	同10㎡以上のもの	同	3,100円に10㎡を超える部分の面積が5㎡を増すごとに1,060円を加算した額
立看板および広告旗		同	250円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	420円
貼り札（面積0.15㎡未満のもの）		1枚	90円
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1件	420円
アーチ広告物		1個	4,170円
広告幕		1枚	420円
アドバルーン		1個	1,060円
ぼんぼり		同	90円

注1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。

注2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。

注3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

### 【近江八幡市】

区分	単位	手数料
看板、広告板及び広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）並びにこれらを掲出する物件	面積1㎡未満のもの	1個 440円
	同1㎡以上2㎡未満のもの	同 830円
	同2㎡以上5㎡未満のもの	同 1,060円
	同5㎡以上10㎡未満のもの	同 2,130円
	同10㎡以上のもの	同 3,100円に10㎡を超える部分の面積が5㎡増すごとに1,060円を加算した額
立看板及び広告旗	同	250円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）	100枚	420円
はり札（面積0.15㎡未満のもの）	1枚	90円
電柱及び街灯柱広告物並びにこれらに類するもの	1件	420円
アーチ広告物	1個	4,170円
広告幕	1枚	420円
アドバルーン	1個	1,060円
ぼんぼり	同	90円

注1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。

注2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。

注3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として算定する。

### 【草津市】

区分	単位	手数料
看板、広告板および広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）ならびにこれらを掲出する物件	面積1㎡未満のもの	1個 440円
	同1㎡以上2㎡未満のもの	同 830円
	同2㎡以上5㎡未満のもの	同 1,060円
	同5㎡以上10㎡未満のもの	同 2,130円
	同10㎡以上のもの	同 3,100円に10㎡を超える部分の面積が5㎡を増すごとに1,060円を加算した額
立看板および広告旗	同	250円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）	100枚	420円
貼り札（面積0.15㎡未満のもの）	1枚	90円
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの	1件	420円
アーチ広告物	1個	4,170円
広告幕	1枚	420円
アドバルーン	1個	1,060円
ぼんぼり	同	90円

注1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。

注2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。

注3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

### 【守山市】

区分	単位	手数料
看板、広告板および広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）ならびにこれらを掲出する物件	面積1㎡未満のもの	1個 440円
	同1㎡以上2㎡未満のもの	同 830円
	同2㎡以上5㎡未満のもの	同 1,060円
	同5㎡以上10㎡未満のもの	同 2,130円
	同10㎡以上のもの	同 3,100円に10㎡を超える部分の面積が5㎡を増すごとに1,060円を加算した額
立看板および広告旗	同	250円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）	100枚	420円
貼り札（面積0.15㎡未満のもの）	1枚	90円
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの	1件	420円
アーチ広告物	1個	4,170円
広告幕	1枚	420円

アドバルーン	1個	1,060円
ぼんぼり	同	90円

注1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。

注2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。

注3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

### 【栗東市】

	区 分	単 位	手 数 料 金 額 ( @ / 年 . @ / 件 )
看板、広告板および 広告塔（これらに類 するネオン類照明広 告物を含む。）なら びにこれらを掲出す る物件	面積1㎡未満	1個	440円
	1㎡以上 2㎡未満	同	830円
	2㎡以上 5㎡未満	同	1060円
	5㎡以上 10㎡未満	同	2130円
	10㎡以上	同	3,100円に10㎡を超える部分の面積が5㎡ を増すごとに1,060円を加算した額
立看板および広告旗		同	250円
はり紙（つり下げるものを含む。以下同じ）		100枚	420円
はり札（面積0.15㎡未満のもの）		1枚	90円
電柱及び街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1件	420円
アーチ広告物		1個	4170円
広告幕		1枚	420円
アドバルーン		1個	1060円
ぼんぼり		同	90円

注1 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の許可手数料は、この表に定める額に許可年数を乗じて得た額となります（例えば、許可期間が2年以内の場合は2倍、3年以内の場合は3倍となります）。

注2 はり紙の単位として単位について、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算します。

注3 本表に定めのない広告物については、最も類似したものを適用します。

### 【甲賀市】

	区 分	単 位	手 数 料
看板、広告板および 広告塔（これらに類 するネオン類照明広 告物を含む。）なら びにこれらを掲出す る物件	面積1㎡未満のもの	1個	440円
	同1㎡以上2㎡未満のもの	同	830円
	同2㎡以上5㎡未満のもの	同	1,060円
	同5㎡以上10㎡未満のもの	同	2,130円
	同10㎡以上のもの	同	3,100円に10㎡を超える部分の面積が5 ㎡を増すごとに1,060円を加算した額
立看板および広告旗		同	250円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	420円
貼り札（面積0.15㎡未満のもの）		1枚	90円
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1件	420円
アーチ広告物		1個	4,170円
広告幕		1枚	420円
アドバルーン		1個	1,060円
ぼんぼり		同	90円

注1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。

注2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。

注3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

### 【野洲市】

	区 分	単 位	手 数 料
看板、広告板および 広告塔（これらに類 するネオン類照明広 告物を含む。）なら びにこれらを掲出す る物件	面積1㎡未満のもの	1個	440円
	同1㎡以上2㎡未満のもの	同	830円
	同2㎡以上5㎡未満のもの	同	1,060円
	同5㎡以上10㎡未満のもの	同	2,130円
	同10㎡以上のもの	同	3,100円に10㎡を超える部分の面積が5 ㎡を増すごとに1,060円を加算した額
立看板および広告旗		同	250円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	420円
貼り札（面積0.15㎡未満のもの）		1枚	90円
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1件	420円

アーチ広告物	1個	4,170円
広告幕	1枚	420円
アドバルーン	1個	1,060円
ぼんぼり	同	90円

注1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。

注2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。

注3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

### 【湖南省】

	区分	単位	手数料
看板、広告板および 広告塔（これらに類 するネオン類照明広 告物を含む。）なら びにこれらを掲出す る物件	面積1㎡未満のもの	1個	440円
	同1㎡以上2㎡未満のもの	同	830円
	同2㎡以上5㎡未満のもの	同	1,060円
	同5㎡以上10㎡未満のもの	同	2,130円
	同10㎡以上のもの	同	3,100円に10㎡を超える部分の面積が5㎡を増すごとに1,060円を加算した額
立看板および広告旗		同	250円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	420円
貼り札（面積0.15㎡未満のもの）		1枚	90円
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1件	420円
アーチ広告物		1個	4,170円
広告幕		1枚	420円
アドバルーン		1個	1,060円
ぼんぼり		同	90円

注1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。

注2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。

注3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

### 【高島市】

	区分	単位	手数料
看板、広告板および 広告塔（これらに類 するネオン類照明広 告物を含む。）なら びにこれらを掲出す る物件	面積1㎡未満のもの	1個	440円
	同1㎡以上2㎡未満のもの	同	830円
	同2㎡以上5㎡未満のもの	同	1,060円
	同5㎡以上10㎡未満のもの	同	2,130円
	同10㎡以上のもの	同	3,100円に10㎡を超える部分の面積が5㎡を増すごとに1,060円を加算した額
立看板および広告旗		同	250円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	420円
貼り札（面積0.15㎡未満のもの）		1枚	90円
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1件	420円
アーチ広告物		1個	4,170円
広告幕		1枚	420円
アドバルーン		1個	1,060円
ぼんぼり		同	90円

注1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。

注2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。

注3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

### 【東近江市】

	区分	単位	手数料
看板、広告板および 広告塔（これらに類 するネオン類照明広 告物を含む。）なら びにこれらを掲出す る物件	面積1㎡未満のもの	1個	440円
	同1㎡以上2㎡未満のもの	同	830円
	同2㎡以上5㎡未満のもの	同	1,060円
	同5㎡以上10㎡未満のもの	同	2,130円
	同10㎡以上のもの	同	3,100円に10㎡を超える部分の面積が5㎡を増すごとに1,060円を加算した額
立看板および広告旗		同	250円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	420円

貼り札（面積0.15㎡未満のもの）	1枚	90円
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの	1件	420円
アーチ広告物	1個	4,170円
広告幕	1枚	420円
アドバルーン	1個	1,060円
ぼんぼり	同	90円

注1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。

注2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。

注3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

### 【米原市】

区分		単位	手数料
看板、広告板および 広告塔（これらに類 するネオン類照明広 告物を含む。）なら びにこれらを掲出す る物件	面積1㎡未満のもの	1個	440円
	同1㎡以上2㎡未満のもの	同	830円
	同2㎡以上5㎡未満のもの	同	1,060円
	同5㎡以上10㎡未満のもの	同	2,130円
	同10㎡以上のもの	同	3,100円に10㎡を超える部分の面積が5㎡を増すごとに1,060円を加算した額
立看板および広告旗		同	250円
はり紙（吊り下げるものを含む。以下同じ。）		100枚	420円
貼り札（面積0.15㎡未満のもの）		1枚	90円
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの		1件	420円
アーチ広告物		1個	4,170円
広告幕		1枚	420円
アドバルーン		1個	1,060円
ぼんぼり		同	90円

注1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして屋外広告物許可申請手数料を徴収する。

注2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の屋外広告物許可申請手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。

注3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。